

2015年8月

意見募集

## 2015年アジェンダ協議

コメント募集期限:2015年12月31日



2015年8月

意見募集：

**2015年アジェンダ協議**

コメント期限：2015年12月31日

**Disclaimer:** the IASB, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting or refraining from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

International Financial Reporting Standards (including International Accounting Standards and SIC and IFRIC Interpretations), Exposure Drafts and other IASB and/or IFRS Foundation publications are copyright of the IFRS Foundation.

**Copyright © 2015 IFRS Foundation®**

**All rights reserved.** No part of this publication may be translated, reprinted, reproduced or used in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation.

The approved text of International Financial Reporting Standards and other IASB publications is that published by the IASB in the English language. Copies may be obtained from the IFRS Foundation. Please address publications and copyright matters to:

IFRS Foundation Publications Department,  
30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: [publications@ifrs.org](mailto:publications@ifrs.org) Web: [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)

The Japanese translation of the exposure draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation logo/the IASB logo/the IFRS for SMEs logo/‘Hexagon Device’, ‘IFRS Foundation’, ‘IFRS Taxonomy’, ‘eIFRS’, ‘IASB’, ‘IFRS for SMEs’, ‘IAS’, ‘IASs’, ‘IFRIC’, ‘IFRS’, ‘IFRSs’, ‘SIC’, ‘International Accounting Standards’ and ‘International Financial Reporting Standards’ are Trade Marks of the IFRS Foundation.

Further details of the Trade Marks, including details of countries where the Trade Marks are registered or applied for, are available from the Licensor on request.

The IFRS Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number FC023235) with its principal office as above.

2015年8月

意見募集：

**2015年アジェンダ協議**

コメント期限：2015年12月31日

**注意書き**：IASB、IFRS財団、著者及び出版社は、本公表物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控えることによって生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれば他の原因によるものであれ、責任を負わない。

国際財務報告基準（国際会計基準並びに SIC 及び IFRIC の解釈指針を含む）、公開草案、及び他の IASB ないしは IFRS 財団の公表物は、IFRS 財団の著作物である。

**コピーライト © 2015 IFRS Foundation®**

**不許複製・禁無断転載**：本公表物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法（現在知られているものも今後発明されるものも）であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS 財団からの書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

国際財務報告基準及び他の IASB 公表物の承認されたテキストは、IASB が英語で公表したものである。コピーは IFRS 財団から入手できる。公表物及び著作権については下記に照会のこと。

IFRS Foundation Publications Department,  
30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.  
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749  
Email: [publications@ifrs.org](mailto:publications@ifrs.org) Web: [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は、IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団ロゴ／IASB ロゴ／IFRS for SMEs ロゴ／‘Hexagon Device’、‘IFRS Foundation’、‘IFRS Taxonomy’、‘eIFRS’、‘IASB’、‘IFRS for SMEs’、‘IAS’、‘IASs’、‘IFRIC’、‘IFRS’、‘IFRSs’、‘SIC’、‘International Accounting Standards’ 及び‘International Financial Reporting Standards’ は、IFRS 財団の商標である。

商標についてのより詳細な情報（商標が登録又は適用されている国々の詳細など）は、要求に応じて許諾権者から利用可能である。

IFRS 財団は、米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、主たる事務所を上記に置いて海外会社としてイングランド及びウェールズで活動している（会社番号：FC023235）。

## IASB 議長ハンス・フーガーホーストによる序文

---

### 今後の財務報告の形成に向けてご意見をお願いします

優先順位の設定は、我々の作業の重要な一部です。それを適切に行うためには皆様のインプットが必要となります。これこそが皆様のご意見を求めている理由です。我々が求めているのは、我々の作業計画についての優先順位が適切かどうか、我々が識別したプロジェクトが実際に国際財務報告基準 (IFRS) の改善のための最も緊急性の高い領域かどうかについての皆様のご意見です。

IASB の現在の作業計画は、次の 3 つの主要な区分に分かれており、これは基準設定プロセスのさまざまな段階を反映しています。

- リサーチ・プロジェクト。これは、我々が財務報告のうち問題があるとされている領域についてより適切な診断を行うことを支援するとともに、なんらかの変更が必要かどうかについて、次の段階に進む前に検討するように設計されています。
- 基準設定プロジェクト。これは、IFRS に根本的な改善をもたらすためのプロジェクトを進めるものであり、現行の要求事項の修正又は全く新しい要求事項の導入につながる可能性が高いものです。
- 維持管理及び適用に関するプロジェクト。これは、IFRS を微修正するものであり、実務上の問題又は基準の適用における首尾一貫性の欠如に対処するためのものです。

皆様の見解を特に伺いたいと考えている点は、我々が適切な論点を正確に識別しているかどうか、また、IFRS が引き続き目的に適合することを維持するために、IFRS の根本的な改善と基準の微調整との間で、我々が適切なバランスを取っているかどうかについてです。

このアジェンダ協議と並行して、IFRS 財団の評議員会も、IASB を含めた IFRS 財団の体制とその有効性についてのインプットを求めています。皆様は、評議員会へのそれらの論点についてのインプットの提供もお望みかもしれません。

これは、我々が実施する第 2 回のアジェンダ協議です。2011 年の第 1 回に対する皆様の回答は、我々の作業方法の形成と、我々の作業計画の優先順位付けを支援する貴重なインプットとなりました。今が、皆様が 2020 年までの我々の優先順位について発言し、世界経済のための財務報告基準の形成を支援する機会なのです。

皆様のコメントをいただくことを楽しみにしています。

ハンス・フーガーホースト

IASB 議長

## 目次

	開始ページ
イントロダクション	6
コメントの方法	8
今後のステップ	8
証拠に基づく基準設定に対する IASB のアプローチ	9
IASB の作業計画	13
IASB の作業計画 2016—2020 年に関する質問	22
アジェンダ協議の頻度	23
付録 A 2015 年 7 月 31 日現在のリサーチ・プログラム	25
付録 B 体制とその有効性に関する評議員会のレビューにおける質問の抜粋	31

## 意見募集：2015年 アジェンダ協議

### イントロダクション

---

- 1 この協議文書の目的は、財務報告に関心を有するすべての人々から、次の点に関する見解を収集することである。
  - (a) 国際会計基準審議会（IASB）の戦略的な方向性及び作業計画のバランス
  - (b) 将来のアジェンダ協議を行う間隔として、3年が適切かどうか
- 2 本意見募集は、**2015年12月31日**まで一般のコメントを求めため公開される。

### 背景

- 3 IFRS財団（「当財団」）の「デュー・プロセス・ハンドブック」（4.3項から4.5項）では、IASBがその作業計画に関する公開協議を3年ごとに行うことを要求している。IASBは、第1回の公開協議を2011年に開始し、その結果を「フィードバック・ステートメント：アジェンダ協議2011」（「2012年フィードバック・ステートメント」）において要約した。これはIASBのウェブサイトで見ることができる<sup>1</sup>。

### 今回のアジェンダ協議はどの期間を対象とするのか

- 4 本意見募集では、2016年半ば（IASBが今回のアジェンダ協議を完了すると想定される時期）から2020年半ば（次回のアジェンダ協議の完了が想定される時期）までのIASBの作業計画（テクニカル・アジェンダ）についての優先順位に関するインプットを求めている。

### 体制とその有効性に関する別個のレビュー

- 5 本意見募集がインプットを求めているのは、IASBの作業計画に関してのみである。IASBの他の活動（教育及びコンテンツ・サービス、他の適用上の支援、IFRSタクソノミ、テクノロジーの進展の影響、我々が国際財務報告基準（IFRS）の首尾一貫した適用を十分に支援しているのかなど）に関するインプットは求めている。
- 6 そうした他の活動は、当財団の体制とその有効性に関する評議員会による別個のレビューの中で検討されている。評議員会は、意見募集「体制とその有効性に関する評議員会のレビュー：レビューにあたっての論点」を2015年7月に公表しており、コメント期限は2015年11月30日である<sup>2</sup>。

---

<sup>1</sup> <http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/IASB-agenda-consultation/Pages/IASB-agenda-consultation-2011-2012.aspx>

<sup>2</sup> <http://www.ifrs.org/About-us/IFRS-Foundation/Oversight/Trustees/Pages/Review-of-Structure-and-Effectiveness-Request-for-Views-and-Comment-Letters.aspx>



- 7 当該文書で提示された質問のいくつかは、IFRS の有用性と IFRS の首尾一貫した適用に関するものである。それらの質問は、IASB の作業計画の議論に関連するものであり、本ペーパーの付録 B に再録している。

## 本意見募集の概要

- 8 本意見募集では、次の点について検討している。
- (a) 証拠に基づく基準設定に対する IASB のアプローチ（第 12 項から第 23 項）
  - (b) IASB の作業計画（第 24 項から第 55 項）
  - (c) IASB の作業計画 2016–2020 年に関する質問（第 56 項）
  - (d) アジェンダ協議の頻度（第 57 項から第 59 項）
  - (e) 2015 年 7 月 31 日現在のリサーチ・プログラム（付録 A）
  - (f) 体制とその有効性に関する評議員会のレビューにおける質問の抜粋（付録 B）

## コメントの方法

---

- 9 コメントは次のいずれかの方法で提出のこと。

電子的に (IASB が推奨している方法)	‘Comment on a proposal’ のページ ( <a href="http://go.ifrs.org/comment">go.ifrs.org/comment</a> にある) にアクセス
電子メール	電子メールでのコメントの送付先： <a href="mailto:commentletters@ifrs.org">commentletters@ifrs.org</a>
郵 送	IFRS Foundation 30 Cannon Street London EC4M 6XH United Kingdom

- 10 すべてのコメントは公開の記録に記載され、IASB のウェブサイトに掲載される。回答者が秘密扱いを求める場合は例外とする。そうした要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを IASB がどのように使用するのかの詳細については、IASB のウェブサイトを参照されたい。

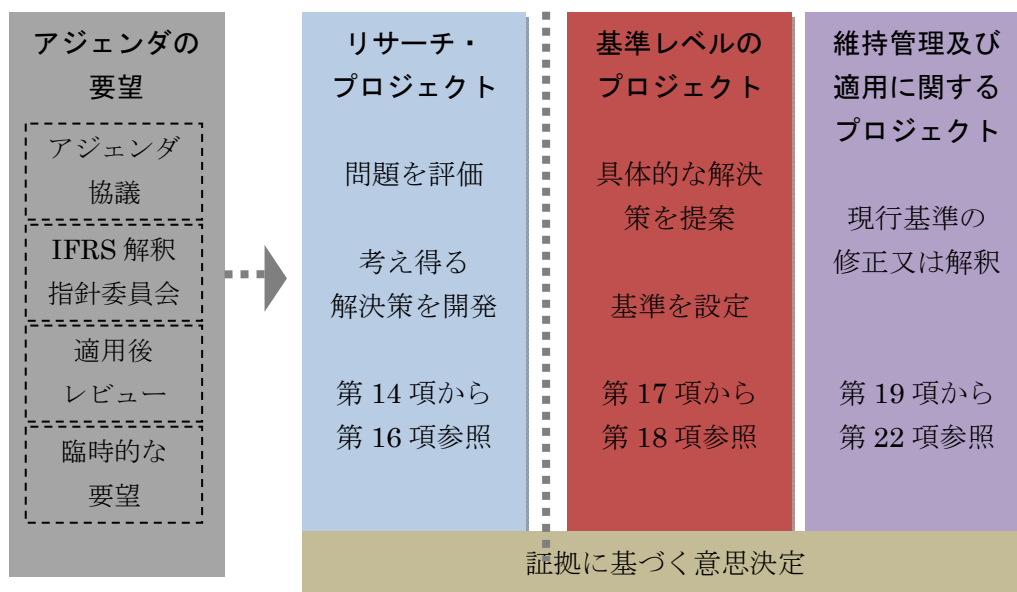
## 今後のステップ

---

- 11 IASB は、寄せられるコメントを 2016 年の早い時期に公開の会議で議論する予定である。IASB は、そうしたフィードバック及び計画している対応を要約したフィードバック・ステートメントを公表する。

## 証拠に基づく基準設定に対する IASB のアプローチ

- 12 基準設定に対する IASB のアプローチは、前回のアジェンダ協議以降、大きく進化した。IASB が当時受け取った明確なメッセージは、IASB の基準設定がより明確に証拠を基礎としたものになることを利害関係者が望んでいるというものであった。コメント提出者は、IASB が基準レベルのプロジェクトを開始する前に、変更の必要性に関する証拠を提供するようにリサーチが行われるべきであると提案していた。
- 13 新しいアプローチは、IASB の作業計画にあるプロジェクトを 3 つの主要な区分に分類しており、これは基準設定活動の 3 つの主要なフェーズを反映している。
- (a) リサーチ・プロジェクト
  - (b) 基準レベルのプロジェクト
  - (c) 維持管理及び適用に関するプロジェクト



### リサーチ・プロジェクト

- 14 2011-2012 年アジェンダ協議に対応して、IASB はリサーチ・プログラムを導入した。リサーチ・プログラムの目的は、生じ得る財務報告上の問題を分析することであり、これは認識されている欠点の内容と程度に関する証拠の収集や、財務報告の改善又は欠陥の矯正のための考え得る方法の評価によって行われる。リサーチ・プログラムの主要なアウトプットは、ディスカッション・ペーパーやリサーチ・ペーパーを一般のコメントを求めるために公表することである。それらのペーパーにおける分析は、関心を有する人々からのコメントとともに、基準レベルのプロジェクトを開始すべきかどうかについての IASB の決定を支援するものとなる。

- 15 リサーチ・プロジェクトをリサーチ・プログラムに追加することについては、比較的低いハードルが設けられている。リサーチ・プロジェクトを開始するかどうかを検討する際に IASB が検討するのは、当該リサーチが、その後に基準レベルのプロジェクト (IASB の基準レベルのプログラムに追加されるための要件を満たすもの) を識別できる可能性があるかどうかである。すべてのリサーチが基準レベルのプロジェクトに至るわけではない。IASB は、あるプロジェクトを基準レベルのプログラムに追加するかどうかを検討する際に、次の要因を考慮する<sup>3</sup>。
- (a) 特定の種類の取引又は活動が財務報告書において報告されている方法に欠陥があるかどうか
  - (b) 財務報告書を利用する人々にとっての当該事項の重要性
  - (c) 提案の影響を受ける可能性の高い企業の種類 (当該事項が一部の法域で他よりも一般的であるかどうかを含む)
  - (d) 特定の財務報告の論点が、企業にとってどれだけ広がり又は深刻さがありそうか
- 16 状況によっては、比較的小規模のプロジェクトについて、先に別個のリサーチ・プロジェクトを実施しなくても、IASB がプロジェクトを基準設定のプログラムに追加するための十分な証拠を有している場合がある。例えば、適用後レビュー (PIR) 又は IFRS 解釈指針委員会 (「解釈指針委員会」) がすでに実施した作業から、IASB が十分な証拠を得ている場合がある。

### 基準レベルのプロジェクト

- 17 基準レベルのプロジェクトは、新規の基準を開発するか又は現行の基準を大幅に修正するプロジェクトである。IASB が基準レベルのプロジェクトを開始するのは、問題が適切に定義されており、かつ、高品質で適用可能な考え得る解決策をスタッフが識別しているという十分な証拠がある場合だけである。したがって、プロジェクトを IASB の基準レベルのプログラムに追加するためのハードルは、トピックをリサーチ・プログラムに追加するためのハードルよりも高い。
- 18 リサーチ・プログラムは、問題が存在しているかどうかを検証し、それに対処するための考え得る方法を検討することに限定される。これと対照的に、IASB があるプロジェクトを基準レベルのプログラムに追加するのは、IASB がある問題に関して行動を起こすことを提案する場合だけである。主要なプロジェクトを基準レベルのプログラムに追加する前に、IASB は通常、ディスカッション・ペーパーを公表し、寄せられたコメントを検討する。

---

<sup>3</sup> 「デュー・プロセス・ハンドブック」の 5.4 項

## 維持管理及び適用に関するプロジェクト

- 19 2011-2012 年アジェンダ協議及び当財団の評議員会による他のレビューの期間に寄せられたフィードバックに対応して、IASB は、より多くのリソースを維持管理及び適用に関するプロジェクトに充てるようになってきている<sup>4</sup>。維持管理及び適用に関するプロジェクトとは、次のものである。
- (a) 現行の基準への比較的小規模な修正（狭い範囲の修正及び年次改善）を行うか又は現行の基準の正式な解釈指針を公表するためのプロジェクト
  - (b) 適用後レビュー
- 20 維持管理及び適用に関するプロジェクトの多くは、解釈指針委員会への要望書から生じる。解釈指針委員会は、初期的な評価を行い、アウトリーチを実施し、解釈指針委員会自身又は IASB の作業計画に項目を追加するための要件を当該要望書が満たしているかどうかを評価する。それらの要件は、解釈指針委員会が次のような論点に対処すべきであると記載している<sup>5</sup>。
- (a) 広がりのある影響を有し、影響を受ける人々に重要性のある影響を与えているか又は与えると予想される。
  - (b) 多様な報告方法の解消又は削減を通じて、財務報告が改善される。
  - (c) 既存の IFRS 及び「財務報告に関する概念フレームワーク」の枠内で効率的に解決できる。
- 21 解釈指針委員会は、評価を完了した後に、次のいずれかを行う。
- (a) 自らの作業計画にプロジェクトを追加し、解釈指針、対象を絞った狭い範囲の修正又は年次改善を、IASB による承認のために開発する。解釈指針委員会が使用する可能性のある他のツールとしては、強制力のないガイダンス又は説明の提供（例えば、追加的な設例の提案）などがある。
  - (b) 当該事項を IASB に照会する。IASB は、解釈指針委員会が収集した証拠の量に応じて、当該トピックを IASB のリサーチ・プログラム又は基準レベルのプログラムに追加すべきかどうかを検討する。
  - (c) 当該事項を IFRS 教育イニシアティブに照会する。
  - (d) 一般のコメントを求めた後に、それ以上の行動を提案しない理由を示したアジェンダ決定を公表する<sup>6</sup>。その理由が、IFRS がすでに十分なガイダンスを提供

<sup>4</sup> 「IFRS 解釈指針委員会の効率性及び有効性についての評議員会のレビューに関する報告書」

<http://www.ifrs.org/dpoc/Pages/Interpretations-Committee-review.aspx> 及び

「グローバル基準としての IFRS：財団の第二の 10 年間に向けての戦略の設定」

<http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Documents/TrusteesStrategyReviewFeb2012.pdf>

<sup>5</sup> 「デュー・プロセス・ハンドブック」の 5.16 項

<sup>6</sup> 「デュー・プロセス・ハンドブック」の 5.22 項では、こうしたアジェンダ決定を「却下通知」と呼んで

しているというものである場合には、解釈指針委員会は、提出された論点の文脈の中で当該ガイダンスを説明する。

- 22 解釈指針委員会に提出された論点の評価及び適切な対応の選択にあたっての、解釈指針委員会の目的は、原則ベースの基準設定と統合的な方法で、IFRS を適用する人々のニーズに対応することである。

### **適用後レビュー（PIR）**

- 23 IASB は、すべての新基準又はすべての大規模修正について PIR を実施することを要求されている<sup>7</sup>。PIR は通常、新たな要求事項が国際的に 2 年間適用された後に開始される。これは通常、発効日の 30 か月から 36 か月後である。IASB は、他の場合でも PIR を実施することがある。IASB は、PIR を完了した時点で、その発見事項をフィードバック・ステートメントに要約する。場合によっては、PIR が、リサーチ・プロジェクト、狭い範囲の修正、又は基準レベルのプロジェクトにまで、つながることもある。

---

いる。

<sup>7</sup> 「デュー・プロセス・ハンドブック」の 6.52 項から 6.54 項

## IASB の作業計画

---

- 24 以下の各項では、次の事項を議論している。
- (a) 2011–2012 年アジェンダ協議が IASB の現在の作業計画に与えている影響(第 25 項)
  - (b) 2012–2015 年において作業計画がどのように策定されたのか(第 26 項から第 28 項)
  - (c) 作業計画——2015 年 7 月 31 日以降

### 2011–2012 年アジェンダ協議の影響

- 25 公開協議プロセスを受けて、IASB は 2012 年フィードバック・ステートメントにおいて次のように述べた。
- (a) IASB の作業計画は、次の領域に重点を置く。
    - (i) 少数の主要な IFRS トピック。当初の重点は、2011–2012 年アジェンダ協議の時点で進行中であった 4 つの主要な基準レベルのプロジェクト(収益認識、金融商品、リース及び保険契約)に置く。
    - (ii) 「概念フレームワーク」
    - (iii) 維持管理及び適用 (PIR を含む)
  - (b) リサーチ・プログラムを設ける。リサーチ・プログラムでは、潜在的なプロジェクトを作業計画に追加すべきかどうかを決定する前に、当該プロジェクトにおいて解決すべき問題を定義することに重点を置く。

### 2012–2015 年に作業計画はどのように策定されたのか

- 26 2011–2012 年アジェンダ協議の時点で進行中であった主要な基準レベルのプロジェクト(収益認識、金融商品、リース及び保険契約)は、予想したよりも完了に長い期間を要している。IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」と IFRS 第 9 号「金融商品」が 2014 年に公表された。リースと保険契約のプロジェクトは完了に近づいている。
- 27 2012 年以降、IASB は次のことを行った。
- (a) リサーチ・プログラムを設置した(第 32 項から第 43 項参照)。
  - (b) 「概念フレームワーク」に関するプロジェクトを再開した(第 47 項参照)。
  - (c) 開示に関する取組みを開始した(第 48 項から第 49 項参照)。
  - (d) 料金規制対象に関するプロジェクトを基準レベルのプログラムに追加した。

- (e) 維持管理及び適用に関するプロジェクトの件数を増加させた（第 50 項から第 53 項参照）。
- (f) 最初の 2 つの PIR を完了した（IFRS 第 8 号「事業セグメント」と IFRS 第 3 号「企業結合」を扱ったもの）。その結果、IASB は、作業計画に、1 つの狭い範囲の維持管理及び適用に関するプロジェクト（IFRS 第 8 号を修正するもの）と、2 つの研究・プロジェクト（事業の定義に関するものとのれん及び減損に関するもの）を追加した（付録 A の A5 項及び A7 項から A8 項参照）。
- (g) 中小企業向け国際財務報告基準（IFRS for SMEs）の見直しを完了した。

28 さらに、IASB は維持管理及び適用の支援を拡充した。これは、解釈指針委員会に対してより広範囲のツールを提供すること、基準公表後のアウトリーチにより重点を置くこと、エンドースメント及びアドプションの支援を法域に提供すること、IFRS 教育イニシアティブを引き続き発展させていくことによって行われた（第 52 項も参照）。

### IASB の作業計画——2015 年 7 月 31 日以降

- 29 IASB は、今回のアジェンダ協議が対象とする期間中（2016 年半ばから 2020 年半ばまで）に IASB が作業を行うと見込んでいるプロジェクトを、5 つの区分に分類した。このうち 3 つの区分は、第 13 項で述べた基準設定活動の 3 つのフェーズ（リサーチ、基準レベル、維持管理及び適用）に対応している。他の 2 つの区分は、非常に重要であるため別個に言及するに値する横断的なプロジェクト（「概念フレームワーク」及び開示に関する取組み）である。
- 30 今回のアジェンダ協議の結果により変わり得ることを前提として、次の表は、2015 年 7 月 31 日から今回のレビューが対象とする期間の終了（2020 年半ば）までの期間を対象として、それらの 5 つの大まかなプロジェクトの区分に配分されるリソースに生じると見込まれる変化を要約している。

区 分	2015 年から 2020 年において、配分されるリソースに生じると見込まれる変化
リサーチ・プロジェクト	増加（リサーチ・プログラムの増加のため）
基準レベルのプロジェクト	全体的に変化なし
「概念フレームワーク」	「概念フレームワーク」の完了が見込まれる 2017 年からは大幅に減少
開示に関する取組み	個々のプロジェクトが完了するにつれて、この期間の終了に向けて、ある程度減少していく可能性

維持管理及び適用に関するプロジェクト	全体的に変化なし
--------------------	----------

- 31 以下の各項では、それらの5つの区分のそれぞれを論じている。その後、第54項から第55項では、IASBの活動の全体的なレベル及びIASBが個々のプロジェクトについて優先順位をどのように設定しているのかについて述べている。

### リサーチ・プロジェクト

- 32 リサーチ・プログラムは、広がり、範囲及び複雑性がまちまちで、様々な段階にあるプロジェクトのポートフォリオである。現在のリサーチ・プログラムにあるプロジェクトの大部分は、2011-2012年アジェンダ協議で寄せられたフィードバックに対応して追加されたものである。下記の表は、2015年7月31日現在のリサーチ・プログラムを要約している。付録Aではさらに詳細を示している。

プロジェクトの段階	プロジェクト
評価段階	事業の定義
	割引率
	のれん及び減損
	法人所得税
	汚染物価格設定メカニズム（以前の排出量取引スキーム）
	退職後給付（年金を含む）
	基本財務諸表（以前の業績報告）
	引当金、偶発負債及び偶発資産
	株式に基づく報酬
開発段階	共通支配下の企業結合
	開示に関する取組み——開示原則
	動的リスク管理
	持分法
	資本の特徴を有する金融商品
休止中	採掘活動／無形資産／研究開発（R&D）
	外貨換算
	高インフレ

### 考え得るリサーチ・プロジェクトの追加

- 33 解釈指針委員会は、IASBに対し、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及



び非継続事業」の首尾一貫した適用に関するいくつかの実務上の論点を検討するよう求めた。IASB は、提起された論点のいくつかを扱うためには広範囲のプロジェクトが必要となる可能性があることに着目した。IASB は、これらの論点に関するリサーチ・プロジェクトを作業計画に追加するかどうかについては、今回のアジェンダ協議からのフィードバックを検討した後に決定することとしている。

### IASB のリサーチ・プログラムの各段階

- 34 評価段階のリサーチ・プロジェクトは、実務上の適用論点の識別と評価のために行われる。財務報告上の問題があるかどうかを理解し、どのような追加の対応（もしあれば）が必要なのかを検討するためである。IASB はリサーチの進捗状況に関してアップデートを受け取るが、この段階ではプロジェクトは IASB の時間をほとんど消費しない。評価段階が完了すれば、プロジェクトは通常、開発段階に移動するか、中断されるか、リサーチ・プログラムから削除されるかのいずれかとなる。
- 35 開発段階のリサーチ・プロジェクトについては、IASB は予備的な評価を完了しており、追加の調査が必要であると決定している。この段階では、IASB は一般的に、当該プロジェクトにおいて対処すべき財務報告上の問題があることは確認しているが、IFRS の変更が必要となる可能性が高いかどうかについては未だ決定を下していない。したがって、開発段階のプロジェクトの主要な焦点は、IASB が財務報告上の問題に対する解決策を識別できるかどうかの評価と、その解決策がどのような形態を取る可能性が高いのかの記述となる。開発段階プロジェクトからのアウトプットは、ディスカッション・ペーパーの公表となる可能性が高い。
- 36 リサーチ・プロジェクトが休止となる場合や、評価の結果、基準レベルのプロジェクトは必要ないと IASB が判断する場合がある。プロジェクトをリサーチ・プログラムから削除する前に、IASB は一般のフィードバックを求めることを決定する場合がある（別個のリサーチ・ペーパー、ディスカッション・ペーパー若しくは意見募集の公表によって、又はアジェンダ協議を通じて）。

### 休止中のプロジェクト

- 37 現在、リサーチ・プログラムには 3 つの休止中のプロジェクトがある。そのうち 1 つのリサーチ・プロジェクト（採掘活動／無形資産／研究開発）については、A27 項及び A28 項で論じている。
- 38 さらに 2 つのリサーチ・プロジェクトが現時点で休止中となっている。外貨換算（第 39 項から第 41 項参照）と高インフレ（第 42 項から第 43 項参照）である。IASB は、これらの 2 つのプロジェクトの評価を完了しており、現段階でこれ以上の作業は予定していない。IASB は、これらのプロジェクトをリサーチ・プログラムから削除するつもりである（決定を再検討すべきであるという強力な新しい証拠を今回のアジェンダ協議から受け取った場合は除く）。

### 外貨換算

- 39 外貨換算に関するリサーチ・プロジェクトは、現在休止中である。IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の包括的な見直しを行うプロジェクトを支持する説得力のある証拠を IASB が有していないからである。評価の際に、IASB は、韓国会計基準委員会（KASB）が提起した 2 組の論点を検討した。
- (a) 外貨建長期債務債権の会計処理の要求事項は、通貨の変動性が高く取引が少ない場合において適切かどうか。
  - (b) 解釈指針委員会に提起され KASB の作業を通じて識別された、いくつかの他の事項に対処するために、IAS 第 21 号のより包括的な見直しが必要かどうか。
- 40 IASB は 2014 年 10 月にこれらの論点を検討し、次の決定を行った。
- (a) 通貨の変動性が高く取引が少ない場合に適用するような IAS 第 21 号の狭い範囲の修正を開発しない。
  - (b) 他の事項のいずれについても、これ以上の作業は行わない。
  - (c) 当該リサーチ・プロジェクトの分類を長期に改める。IASB は、KASB 及びこのトピックに関心を有する他の団体（他の各国基準設定主体など）からより多くのインプットを受けることは有益であるが、それらの団体の作業の重点は、狭い範囲の論点ではなく、IAS 第 21 号に関するより広範囲の論点（業績報告など）に置かれるべきであることに留意した。
- 41 IASB の決定は、2014 年 10 月の IASB 会議のアジェンダ・ペーパー 8A(a)から 8A(c)での分析に基づいて行われた。それらのペーパーは下記から入手できる。  
<http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/IASB-Oct-14.aspx>

### **高インフレ**

- 42 このリサーチ・プロジェクトにおいて、IASB は、ラテンアメリカ基準設定主体グループ(GLASS) による次の要望を検討した。
- (a) どのような場合に超インフレが存在するのかを識別するために現在 IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」に含まれている累積インフレ率の閾値を廃止又は削減する。
  - (b) 財務諸表の修正再表示から生じる修正の報告のための手続を変更する。
- 43 IASB 自身の評価の後、IASB は 2015 年 4 月に、GLASS による提案を進めないこと、本プロジェクトに関してこれ以上の作業を行わないことを決定した。また、当該休止中のプロジェクトを作業計画に残し、関心を有する人々が 2015 年アジェンダ協議の一部としてこれらの決定に関してコメントできるようにすることを決定した。IASB の決定は、2015 年 4 月の IASB 会議のアジェンダ・ペーパー 14 での分析に基づいて行われた。そのペーパーは下記から入手できる。  
<http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/IASB-Meeting-April-2015.aspx>

## 基準レベル及びその他の主要なプロジェクト

44 IASB には数種類の主要なプロジェクトがある。

- (a) 基準レベルのプログラムに含まれているプロジェクト。これは、新基準の開発又は現行基準の大幅な修正（すなわち、維持管理及び適用に関するプロジェクトを除く）を行うためのものである。
- (b) 主要なリサーチ・プロジェクト——スタッフが IASB からの重要なインプットを必要とする段階に至ったりリサーチ・プロジェクト
- (c) 「概念フレームワーク」に関するプロジェクト
- (d) 開示に関する取組み

45 2015 年 7 月 31 日現在の主要なプロジェクトは次のとおりである。

デュー・プロセスの段階	プロジェクト
基準を公表予定	保険契約
	リース
公開草案を公表済み	「概念フレームワーク」
公開草案を公表予定	開示に関する取組み——会計方針及び見積りの変更
	開示に関する取組み——重要性に関する実務記述書
ディスカッション・ペーパーを公表済み	動的リスク管理
	料金規制対象活動 <sup>8</sup>
ディスカッション・ペーパーを公表予定	開示に関する取組み——開示原則

46 今回のアジェンダ協議の対象期間（2016 年半ばから 2020 年半ば）の間に、

- (a) 第 45 項において基準を公表予定と記述した基準レベルのプロジェクトは、この期間の前半に完了する可能性が高い。
- (b) IASB は、完了したプロジェクト（特に主要なプロジェクト）について、基準公表後の支援をある程度提供する必要がある。
- (c) 開発フェーズに現在ある主要なリサーチ・プロジェクト（及びその結果生じる基準設定プロジェクト）は、この期間の全体を通じて相当のリソースを必要とする可能性が高い。
- (d) 評価フェーズに現在あるいくつかのリサーチ・プロジェクトが、相当のリソースを必要とする主要なリサーチ・プロジェクトとなる可能性や、主要な基準レベルのプロジェクトにつながる可能性がある。

<sup>8</sup> IASB は、料金規制対象活動に関する 2 回目のディスカッション・ペーパーを公表する予定である。

(e) IASB は IFRS for SMEs の次回の見直しを開始する必要があるだろう。

### 概念フレームワーク

- 47 2011-2012 年アジェンダ協議において、IASB が「概念フレームワーク」の改訂に優先順位を与えることに対して強力かつ広い支持があった。2015 年 5 月に、IASB は、「概念フレームワーク」への変更案の公開草案を公表した。これは、2015 年 10 月 26 日までコメントを求めるため公開されている。IASB は、2016 年末までにこのプロジェクトを完了させる予定である。

### 開示に関する取組み

- 48 2011-2012 年アジェンダ協議でのフィードバックは、明確で効果的で一体性があり包括的だが簡潔な開示要求のパッケージ（一部の人々は、開示フレームワークと呼んでいる）の重要性を強調した。2013 年に IASB は、大規模な討議フォーラムを含むいくつかの活動を通じたさまざまな利害関係者へのアウトリーチ及び IFRS 諮問会議との協議を行った<sup>9</sup>。
- 49 IASB はその後、開示に関する取組み（IFRS 財務報告における開示をどのように改善できるのかを検討するための広範囲の取組み）についての作業を開始した。開示に関する取組みは、下記を含むいくつかの適用プロジェクト及びリサーチ・プロジェクトで構成されている。
- (a) 開示原則に関するリサーチ・プロジェクト（ディスカッション・ペーパーを 2015 年末ごろに予定）
  - (b) IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の開示要求のいくつかを改善する提案（IASB は現在、提案に対して寄せられたコメントを評価中）
  - (c) 重要性に関する実務記述書を公表する提案（公開草案を 2015 年の第 4 四半期に予定）
  - (d) 会計方針の変更と会計上の見積りの変更の区別を明確化するために IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を修正する提案（公開草案を 2016 年の第 1 四半期に予定）
  - (e) 対象を絞った改善を識別し、文案作成（ドラフティング）ガイドを開発することを目的とした、現行の IFRS における開示のレビュー
  - (f) 2014 年に IAS 第 1 号「財務諸表の表示」を修正

### 維持管理及び適用に関するプロジェクト

- 50 2015 年 7 月 31 日現在、IASB の維持管理及び適用に関するアジェンダには、解釈指針、年次改善又は他の狭い範囲の修正を開発するための 13 のプロジェクトが存

<sup>9</sup> <http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/IASB-Disclosure-Forum-January-2013.aspx>

在している。それらのプロジェクトの大部分は、今回のアジェンダ協議の対象期間の終了前に完了する可能性が高いが、それに代わって、新たなプロジェクトが追加される可能性が高い。

- 51 2012 年フィードバック・ステートメントの公表以後、IASB は、21 の基準に関連して、15 の年次改善その他の狭い範囲の修正及び解釈指針を公表した。さらに、解釈指針委員会は、54 のアジェンダ決定（すなわち、論点を解釈指針委員会の作業計画に含めないという決定）を公表しており、その多くには教育的なガイダンスが含まれている。

#### **適用及び導入の首尾一貫性を支援するための他の活動**

- 52 維持管理及び適用に関するプロジェクトに加えて、当財団及び IASB には、IFRS の適用及び導入の首尾一貫性を支援するためのいくつかの他の活動がある。これらの活動は、本意見募集で論じている作業計画には含まれていないが、次のようなものがある。

- (a) 首尾一貫した適用を支援する教育活動
- (b) エンドースメント及びアドプションの支援
- (c) IFRS タクソノミ
- (d) 「正式の IFRS 翻訳プロセス」
- (e) いくつかの主要な新基準について設置される移行リソース・グループ（必要とされる場合）

- 53 「体制とその有効性に関する評議員会のレビュー」では、IFRS の首尾一貫した適用を促進するために当財団が行っている活動について、さらに詳細を示し、それらに関する質問を提示している（本意見募集の付録 B 参照）。

#### **活動のレベル**

- 54 IASB は次のように考えている。
- (a) 現在の作業計画により、財務報告の適時な改善が可能となる。
  - (b) 現在の及び計画されているリソースは、IASB が現在の作業計画を実行するために十分であろう。
  - (c) 仮に、IASB が活動のレベルを現在の作業計画のレベルよりも大幅に引き上げるとした場合、利害関係者には、IASB の提案を検討し、当該提案に対して高品質のフィードバックを提供し、それらの提案から生じる変更を導入するための十分な対応能力がないであろう。したがって、仮に、IASB が活動の 1 つの側面にもっと重点を置くのであれば、活動の他の側面にはあまり重点を置かないようにする必要がある。

## プロジェクトの優先順位付け

- 55 作業計画における個別のプロジェクトについて優先順位付けを行い、それらにリソースを配分するうえで、IASB は、下記の点を含めて、さまざまな要因を勘案する。
- (a) 財務報告書の利用者にとっての当該事項の重要度
  - (b) 解決すべき問題の緊急性
  - (c) 他の進行中のプロジェクト又は潜在的なプロジェクトとの関係
  - (d) 解決すべき問題の複雑性及び広がり、並びに解決策を開発し得る可能性
  - (e) 利害関係者が提案に対応することが可能か(個々の提案への対応と作業計画全体への対応の双方)
  - (f) 作業計画の全体的なバランスと、最終的に基準レベルのプログラムに進む可能性のある進行中のリサーチ・プロジェクトにおける全体的なバランス
  - (g) IASB メンバーの十分な時間やスタッフのリソースが十分に確保できるか

## IASB の作業計画 2016—2020 年に関する質問

- 56 IASB は、本意見募集のすべての事項に関するコメントを求めている。回答者は、質問のすべてにコメントする必要はなく、また、追加的な事項があればコメントすることを推奨される。IASB は、2015 年 12 月 31 日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。

### IASB のプロジェクトのバランス

- 1 IASB の作業計画は、テクニカル・プロジェクトの 5 つの主要な領域を含んでいる。
- (a) リサーチ・プログラム
  - (b) 基準レベルのプログラム
  - (c) 「概念フレームワーク」
  - (d) 開示に関する取組み
  - (e) 維持管理及び適用に関するプロジェクト

当財団のリソースを上記の各領域にどれだけ割り当てるべきなのかを決定する際に、IASB はどのような要素を考慮すべきか。

### リサーチ・プロジェクト

- 2 IASB のリサーチ・プログラムは第 32 項に記載されており、IFRS 第 5 号についてリサーチのトピックを追加する可能性が第 33 項に記載されている。
- IASB は次のことを行うべきか。
- (a) リサーチ・プログラムに新たなプロジェクトを加えるべきか。加えれば、どのプロジェクトか、その理由は何か。また、追加するプロジェクトを進めるために、現在進行中のどのリサーチ・プロジェクトの優先順位を下げるべきかについても説明されたい。
  - (b) リサーチ・プログラムから、外貨換算（第 39 項から第 41 項参照）及び高インフレ（第 42 項から第 43 項参照）についてのプロジェクトを削除すべきか。賛成又は反対の理由は何か。
  - (c) 他にリサーチ・プログラムから削除すべきプロジェクトはないか。
- 3 リサーチ・プログラムの各プロジェクト（質問 2 への回答で提案した新しいプロジェクトを含む）について、相対的な重要度（高・中・低）及び緊急度（高・

中・低) をどのように考えるか。

なお、特にランクを高又は低とした項目について、それらのランク付けに至った具体的な要因は何か。

#### 主要なプロジェクト

4 主要なプロジェクトに関する IASB の現在の作業計画について、コメントがあるか。

#### 維持管理及び適用に関するプロジェクト

5 IASB と解釈指針委員会は、利害関係者のニーズを満たすために、導入支援の適切な組合せを提供しているか、その支援は十分か (第 19 項から第 23 項及び第 50 項から第 53 項参照)。

#### 変更のレベル

6 IASB の作業計画は、全体として、基準の変更が適切なペースで、原則主義の基準設定に適切な詳細さで行われているか。賛成又は反対の理由は何か。

#### その他のコメント

7 IASB の作業計画について、他に何かコメントはあるか。

## アジェンダ協議の頻度

- 57 IASB は、公開のアジェンダ協議を 3 年ごとに行うことを要求されている。
- 58 しかし、主要なリサーチ・プロジェクトを完了させ、その後に主要な基準レベルのプロジェクトを完了させるには、通常、3 年よりも長い期間を要する。したがって、ある回のアジェンダ協議の議論の基礎となっていた主要なプロジェクトの多くが、3 年後も作業計画に依然として含まれることとなる。このため、一部の関係者からは、IASB のアジェンダに関する協議を 3 年ごとに行うことは過剰であり、5 年 (あるいは 7 年) のサイクルの方が、アジェンダ協議のサイクルとしては、より現実的であろうとの提案が聞かれている。
- 59 他方、別の関係者からは、3 年のサイクルが適切であるとの見解も聞かれる。基準設定の戦略及び優先順位に影響を与える必要があるかもしれない変化について IASB にタイムリーなインプットを提供するためである。



## アジェンダ協議の頻度

- 8 個別の主要なプロジェクトの完了に必要な時間を考慮して、IASB は、アジェンダ協議を、現在要求されている 3 年ごとではなく、5 年ごととすることが適切であると提案している。これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- 反対の場合、どのような間隔を提案するか。その理由は何か。

## 付録 A

### 2015 年 7 月 31 日現在のリサーチ・プログラム

---

A1 この付録は、2015 年 7 月 31 日現在の IASB のリサーチ・プログラムを要約している。リサーチ・プロジェクトは、第 34 項から第 36 項で識別した次の 3 つの区分に分類されている。

(a) 評価段階プロジェクト

(b) 開発段階プロジェクト

(c) 休止中のプロジェクト

A2 リサーチ・プロジェクト及び他のプロジェクトに関する追加的な情報は、下記の IFRS 財団のウェブサイトで見ることができる。

<http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Pages/IASB-Work-Plan.aspx>.

#### 評価段階プロジェクト

A3 IASB のリサーチ・プログラムには、現在、9 つの評価段階プロジェクトがある。

(a) 事業の定義

(b) 割引率

(c) のれん及び減損

(d) 法人所得税

(e) 汚染物価格設定メカニズム（以前の排出量取引スキーム）

(f) 退職後給付（年金を含む）

(g) 基本財務諸表（以前の業績報告）

(h) 引当金、偶発負債及び偶発資産

(i) 株式に基づく報酬

A4 IASB は 2015 年 2 月に、のれん及び減損に関するプロジェクトと事業の定義に関するプロジェクトをリサーチ・プログラムに追加した。これらのプロジェクトについて問題を識別するための評価の作業は、IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビュー（PIR）の中で完了した。IASB スタッフは現在、これらのリサーチ・プロジェクトの進め方についての計画を策定している。IASB スタッフは、米国の基準設定主体である財務会計基準審議会（FASB）と連絡を取っている。FASB が同様の論点を検討しており、IFRS 第 3 号とこれに対応する米国の要求事項がコンバー

ジェンスしているものであるからである。

### 事業の定義

- A5 企業結合の会計処理は、資産の取得の会計処理とは異なっている。IFRS 第 3 号の PIR では、取引が企業結合なのか資産の取得なのかを判定するにあたって、いくつかの困難があることを識別した。IASB スタッフは、このリサーチ・プロジェクトに対するアプローチの計画作成を開始したところである。このリサーチ・プロジェクトでは、そうした困難に、事業の現行の定義を明確化することで対処できるのか、それとも、2つの会計処理の間の相違をなくすことで対処できるのかを検討することになる。

### 割引率

- A6 多様な割引率がさまざまな基準の中で使用されている。IASB スタッフは、それらの多様性が存在する理由と、それらの影響を評価中である。IASB は、当該リサーチの結果を、2015 年末までに検討する見込みである。当該リサーチは、IASB が追加の行動を起こすべきかどうかを決定する助けとなるであろう。

### のれん及び減損

- A7 IFRS 第 3 号の PIR では、のれんの当初及び事後の測定についての現行の要求事項の目的適合性及び費用対効果に関する多様な見解を識別した。また、のれん及び他の非流動・非金融資産の減損テストの改善へのニーズも識別した。
- A8 IASB スタッフは、PIR で識別された次の 3 つの具体的な論点に対処する方法の計画作成を開始したところである。
- (a) のれん及び他の非流動の非金融資産の現行の減損テストに変更を加えるべきかどうか
  - (b) のれんから他の無形資産をどの程度分離すべきか
  - (c) のれんを償却すべきかどうか

### 法人所得税

- A9 IASB は、IAS 第 12 号「法人所得税」が提供している情報の一部について意思決定有用性を疑問視するフィードバックを受け取った。IASB 及び解釈指針委員会は、IAS 第 12 号の適用に関する多くの質問も受けた。
- A10 IASB スタッフは現在、財務諸表利用者及び他の利害関係者の最近のアンケート調査の結果を分析している。この分析及び寄せられたフィードバックは、IASB が IAS 第 12 号の根本的な見直しに取り組むべきか、現行の要求事項について対象を絞った改善を行うことを検討すべきか、それとも、これ以上の行動を起こすべきではないのかについての IASB の評価に役立つはずである。IASB は、当該リサーチの

発見事項を、2015年の遅い段階で検討する見込みである。

### **汚染物価格設定メカニズム（以前の排出量取引スキーム）**

- A11 汚染物価格設定メカニズム（排出量取引スキームを含む）が実務で会計処理される方法には著しい不統一がある。評価段階は完了に近づきつつある。IASBは2016年にディスカッション・ペーパーを公表する見込みである。

### **退職後給付（年金を含む）**

- A12 過去の作業で、IAS第19号「従業員給付」の現行の要求事項が、確定拠出制度のいくつかの特徴と確定給付制度のいくつかの特徴を有する一部の制度については、うまく機能していないことが確認された。本プロジェクトは、これらの混合型制度について、確定給付制度と確定拠出制度の現在の会計処理を再検討せずに解決策を開発できるかどうかを評価している。これができない場合、より根本的な再検討が必要となる可能性がある。本プロジェクトに関する作業は初期段階にある。

### **基本財務諸表（以前の業績報告）**

- A13 本プロジェクトでは、基本財務諸表の目的、構造及び内容を検討することとなる。開示原則に関するリサーチ・プロジェクトの一部として、IASBは、2015年3月に、基本財務諸表とは、財政状態計算書、純損益及びその他の包括利益計算書、持分変動計算書、及びキャッシュ・フロー計算書であると暫定的に決定した。業績報告に関する論点は、本プロジェクトで検討対象となる論点の中に含まれるであろう。IASBスタッフは、プロジェクトの進め方についての計画の策定を開始しつつある。

### **引当金、偶発負債及び偶発資産**

- A14 IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の諸側面に関して懸念が提起されている。特に、次の点についてである。
- (a) 負債の識別に関する要求事項（及び、特に、当該要求事項が賦課金及びリストラクチャリングのコストに適用されてきた方法）
  - (b) 測定の要求事項の適用の不統一

- A15 「概念フレームワーク」を改訂するための現在の提案に対するフィードバックをIASBが検討するまでは、IAS第37号を修正するためのプロジェクトを開始すべきかどうか、開始する場合、どの側面を修正すべきなのかについてIASBが決定することができる可能性は低いであろう。2015年6月のIASB会議のアジェンダ・ペーパー14から14Cは、IASBスタッフがこれまでに収集した証拠を要約している。

### **株式に基づく報酬**

- A16 2011-2012年アジェンダ協議に対する多くの回答者が、IFRS第2号「株式に基づ

く報酬」の複雑性についてコメントした。これは、解釈指針委員会への要望書提出が多いことによって証明されている。本リサーチ・プロジェクトの目的は、複雑性の主要な領域及びその原因を識別することである。IASB は、当該基準の根本的な見直しを行うことは想定していない。IASB は、当該リサーチの発見事項を 2015 年末までに検討する見込みである。

## 開発段階プロジェクト

A17 IASB のリサーチ・プログラムには、現在、5 つの開発段階プロジェクトがある。

- (a) 共通支配下の企業結合
- (b) 開示に関する取組み——開示原則
- (c) 動的リスク管理
- (d) 持分法
- (e) 資本の特徴を有する金融商品

A18 動的リスク管理及び開示に関する取組みについてのリサーチ・プロジェクトは、優先順位が高いと考えられている。それらは両方とも IASB の作業計画において主要なプロジェクトに分類されている。

### 共通支配下の企業結合

A19 共通支配下の企業結合（新規株式公開の準備の際に行われるものを含む）は、IFRS 第 3 号の範囲から除外されている。結合企業を同一の当事者が支配しているからである。IASB は、こうした取引の会計処理に実務上の不統一があることを観察した。IASB は 2016 年の早い時期にディスカッション・ペーパーを公表する見込みである。

### 開示に関する取組み——開示原則

A20 第 49 項で述べたとおり、開示に関する取組みは、リサーチ・プロジェクト、基準レベルのプロジェクト並びに維持管理及び適用に関するプロジェクトのポートフォリオである。リサーチ・プログラムの中にある開示に関する取組みの主要なプロジェクトは、開示原則に関するものである。その目的は、財務諸表（特に、付属する開示注記）の基本的な構造及び内容の決定に関する原則を改善し統合する開示基準を開発することである。IASB は 2015 年末までにディスカッション・ペーパーを公表する見込みである。この作業は、すべての基準における開示要求の将来における体系的な見直しを支援するものとなる見込みである。

### 動的リスク管理

A21 新たなエクスポージャーが追加され、既存のエクスポージャーの満期到来又は期限前償還につれてエクスポージャーが頻繁に変動するポートフォリオ（「オーブ

ン・ポートフォリオ) に対して、現行のヘッジ会計の要求事項を適用するにあたっては困難がある。ディスカッション・ペーパー「動的风险管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」が 2014 年 4 月に公表された。寄せられた見解はさまざまであり、追加のリサーチが行われている。IASB スタッフは現在、本プロジェクトの進め方に関する計画を開発しているところである。次のステップは、追加のディスカッション・ペーパーとなる可能性が高い。

### 持分法

A22 持分法は、関連会社に対する投資者の持分の会計処理や、いくつかの他のケースで使用されている。解釈指針委員会への要望書が多数提出されていることから、持分法の複雑性が明らかになるとともに、持分法の根本的な見直しへのニーズが示唆されている。2015 年 6 月に、IASB は、持分法を簡素化し、解釈指針委員会が識別した適用上の論点の多くに対処するための、より狭い範囲のプロジェクトに焦点を当てることを決定した。IASB は 2016 年にディスカッション・ペーパーを公表する見込みである。

A23 より長期的には、開発段階プロジェクトで収集される証拠が、持分法の目的及び原則のより根本的な評価についての基礎を提供することになるであろう。

### 資本の特徴を有する金融商品

A24 IAS 第 32 号「金融商品：表示」に従って金融商品を負債又は資本に分類することには、多くの困難がある。本プロジェクトは、IAS 第 32 号の現行の分類の要求事項に改善の余地があるかどうかを検討している。さらに、本プロジェクトは、資本の特徴を有する金融商品についての表示及び開示の要求事項にどのような改善の余地があるのかを検討している。ディスカッション・ペーパーの時期は未定である。

### 休止中のプロジェクト

A25 2つのリサーチ・プロジェクトが現在休止中であり、作業計画からの削除を待っている。これらのプロジェクトは、外貨換算と高インフレに関するものである。それらは第 38 項から第 43 項で議論されている。

A26 別の 1 つのリサーチ・プロジェクト（採掘活動／無形資産／研究開発）も、現在、休止中である。

### 採掘活動／無形資産／研究開発

A27 オーストラリア、カナダ、ノルウェー及び南アフリカの各国基準設定主体のプロジェクト・チームが、採掘活動（鉱山、石油又はガスの採掘など）に関するリサーチ・プロジェクトを行った。IASB は、当該チームの発見事項を 2010 年 4 月に公表した。2010 年 10 月に、IASB は寄せられたコメントを検討し、2011-2012 年アジェンダ協議の後まで追加的な作業は行わないことを決定した。当該協議では、

研究開発活動の会計処理と無形資産の認識及び測定に関して、より広範な懸念が明らかになった。これらの論点は、採掘活動において生じるいくつかの論点との類似点がある。

- A28      しかし、2011－2012年アジェンダ協議からのフィードバックに対応して、IASBは、本プロジェクトに低い優先順位を与えた。その結果、IASBは現在まで、それ以上の直接的なリサーチを実施しておらず、また、そうすることを求める強い要求を受けていない。

## 付録 B

### 体制とその有効性に関する評議員会のレビューにおける質問の抜粋

---

- B1 意見募集「体制とその有効性に関する評議員会のレビュー：レビューにあたっての論点」では、IFRS の有用性と IFRS の首尾一貫した適用に関して下記の質問を提示している。
- Q1 [意見募集文書で] 言及した帰結を考慮したうえで、現在の当組織の基準開発の焦点の外（特に、民間の非営利セクター）に IASB が任務を拡大すべきかどうかについて、どのように考えるか。
- Q2 IASB が [意見募集文書に] 示した協力を通じてより幅広い企業報告における進展に積極的な役割を果たすべきであるという提案に同意するか。
- Q3 IFRS タクソノミについての当財団の戦略に同意するか。
- Q4 投資者及び他の利用者に対する一般目的財務報告書へのデジタル・アクセスを改善するための規制当局の取組みを、IASB がどのようにして最も適切に支援することができるか。
- Q5 IFRS の有用性を維持できるような方法で、テクノロジーの変化が IASB の思考に織り込まれるようにするために、IASB が講ずるべき他の方策があるかどうかについて、何か意見又はコメントがあるか。
- Q6 IFRS の首尾一貫した適用を促進するために当財団が行っている事項について、どのように考えるか。人員確保や他の制約を考慮したうえで、この領域において当財団が行うことが可能であり、かつ、行うべきであることとして、他に何かあると考えるか。
- B2 意見募集文書では、IFRS 財団のガバナンス及び資金調達に関する質問も提示している。それらの質問はここでは再録していない。